

下記のとおり、自動販売機設置に伴う市有物件貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 2 月 8 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

郵便番号 005-0031 札幌市南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号
札幌市南区土木部維持管理課事務係 電話(011)581-3811

2 入札に付する事項

(1) 事業の名称

一般競争入札による市有物件の貸付（施設内自動販売機設置用）
（物件番号 南土木-1 札幌市南区土木センター）

(2) 貸付内容・場所等

1 物件 物件番号 南土木-1 札幌市南区土木センター

※詳細は「令和 3 年度自動販売機設置事業者募集案内書」（以下、「案内書」という。）による。

(3) 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

(4) 入札方法

年額で行う。なお、最低貸付価格（15,600 円/年）を設定している。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望年額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約は総価（落札金額×貸付期間×消費税率 当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）で行う。

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）
- (3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。
- (4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。
- (6) 上記（5）に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (7) 札幌市税の未納がないこと。
- (8) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

4 応募申込手続

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込

書（以下「参加申込書」という。）及び資格を証する関係書類を提出してください。

申込みにあたっては、募集案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等をご自身で確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間

令和3年2月8日（月）から令和3年2月22日（月）までの平日8時45分から17時15分まで（12時15分～13時を除く）。※郵送の場合は、申込期限必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書 在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

(3) 提出先

上記1のとおり

(4) 提出書類

案内書による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書によりお知らせいたします。

5 入札書の提出場所等

(1) 案内書を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

なお、案内書は札幌市ホームページにて公開する。

ホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/minami/keiyakujoho/2019ippan.html>

(2) 入札書の受領期限 令和3年3月8日（月） 9時30分（必着）

(3) 開札の日時及び場所 令和3年3月8日（月） 10時00分

札幌市南区土木センター（大会議室）

6 入札手続等

(1) 入札保証金 要

入札保証金は、最低貸付価格×3年分の100分の3の額（※円未満切上げ）となります。

納めていただいた入札保証金は、落札されなかった方については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還いたしますが、落札を取り消された方の入札保証金は、札幌市に帰属することとなります。また、落札者については契約保証金に充当することとします。

この入札保証金を札幌市が返還する場合は、利息を付しません（後日、郵便局以外の指定金融機関にお振込みします。）。

なお、過去2年間に札幌市その他の官公庁と自動販売機の設置実績（目的外使用許可を含む）がある場合は、この保証金を免除しますので、当該契約書等の写しを参加申込書と併せて提出して下さい。

(2) 契約保証金 要

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入していただきます。当該保証金の金額は契約金額の100分の10（円未満切上げ）の額としますが、納入済の入札保証金はこれに充当することとします。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年14.6%の割合で計算した額を延滞金としてお

支払いただきます。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還することとします。ただし、返還の際は利息を付しません。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属することになります。

※ 契約保証金は札幌市契約規則第 25 条の規定により免除できる場合があります。

(3) 無効となる入札

ア 入札者（代理人）の記名押印がなされていない入札書を提出した入札

イ 入札金額に訂正のある入札書を提出した入札

ウ 記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できないような入札書を提出した入札

エ 鉛筆等、訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

オ 入札者（代理人）が 2 通以上の入札書を提出したときのそのすべての入札

カ 他の入札者の代理人を兼ね、又は 2 者以上の代理人として入札したときのそのすべての入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低貸付価格の設定 要

(6) 落札者の決定

落札者は、最低貸付価格（年額）以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高価格（年額）の入札を行った方とします。

(7) 詳細は募集案内書による。